

重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者： 株式会社ナースケア東北

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ナースケア岩沼	サテライト事業所名	訪問看護ステーション ナースケア仙台
所在地	宮城県岩沼市 中央2丁目5-12	所在地	宮城県名取市 ゆりが丘5丁目1-3
連絡先	0223-25-6738		
管理者名	佐藤はなだ		
サービス種類	訪問看護		
介護保険指定番号	0471100933号		
サービス提供地域	岩沼市・名取市・亶理町・柴田町・村田町・仙台市太白区・角田市・大河原町・山元町・丸森町・白石市・蔵王町・川崎町		

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	8:30～17:30
土・日・祝日	休み無し
定休日	年末年始

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者(看護師兼務)	1名		1名
保健師		1名	1名
看護師	8名	1名	9名
准看護師			
理学療法士	4名		4名
作業療法士	1名		1名
言語聴覚士	1名		1名
事務員	1名		1名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 0223-25-6738

担当者 : 佐藤 はなだ

受付時間 : 午前9:00～午後17:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) 利用料金（医療保険）

訪問看護基本療養費Ⅰ ※一般在宅患者への訪問看護		1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士等）		555円	1,110円	1,665円
4日目以降（看護師）		655円	1,310円	1,965円
4日目以降（理学療法士等）		555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費Ⅱ ※同一建物居住者への訪問看護		1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで （看護師・理学療法士等）	同1日2人	555円	1,110円	1,665円
	同3人以上	278円	556円	834円
4日目以降 （看護師）	同1日2人	655円	1,310円	1,965円
	同3人以上	328円	656円	984円
4日目以降 （理学療法士等）	同1日2人	555円	1,110円	1,665円
	同3人以上	280円	560円	830円
訪問看護基本療養費Ⅲ		1割負担	2割負担	3割負担
入院中の外泊時 1回 ※1		850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費		1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	機能強化型以外	767円	1,534円	2,301円
	機能強化型1 ※2	1,253円	2,506円	3,759円
	機能強化型2 ※3	950円	1,900円	2,850円
毎月2回目以降	訪問看護管理療養費1 ※4	300円	600円	900円
	訪問看護管理療養費2 ※5	250円	500円	750円

※1 在宅療養に備えて一時的に外泊している方に対して、訪問下院後指示書および訪問看護計画書に基づき、入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定されます。

※2 算定要件は次の通り

- ・看護師の常勤換算7人以上（うち常勤職員6人以上）
- ・看護師職員割合 60%以上
- ・24時間対応体制加算の整備
- ・ターミナルケア件数の合計数が、前年度20件以上
- ・別表第七に該当する利用者の状況 10人以上/月

※3 算定要件は次の通り

- ・看護師 常勤換算5人以上（うち常勤職員4人以上）
- ・看護師職員割合 60%以上
- ・24時間対応体制加算の整備
- ・ターミナルケア件数の合計数が、前年度15件以上
- ・別表第七に該当する利用者の状況 7人以上/月

※4 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割未満で、次のいずれかに該当する

- ・別表第7、第8に該当する者への訪問看護について相当な実績がある

※5 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割以上であること

- ・同一建物居住者の占める割合が7割未満であり、以下条件に該当しないこと
- ・別表第7、第8に該当する者への訪問看護について相当な実績がある

訪問看護管理療養費は、経過措置につき2024年9月30日までは「訪問看護管理療養費1」の基準に該当するものとみなされます。

(2) 加算料金（医療保険）

加算科目		1 割負担	2 割負担	3 割負担	同意	
難病等複数回 訪問加算	同日 2 回訪問	同一建物内 2 人まで	450 円	900 円	1,350 円	
		同一建物内 3 人以上	400 円	800 円	1,200 円	
	同日 3 回以上訪問	同一建物内 2 人まで	800 円	1,600 円	2,400 円	
		同一建物内 3 人以上	720 円	1,440 円	2,160 円	
複数名訪問 看護加算 ※1	看護職員 2 名同時訪問/週 1 回		450 円	900 円	1,350 円	
	看護職員・准看護師 同時訪問/週 1 回		380 円	760 円	1,140 円	
	看護職員・看護補助 同時訪問/週 3 回		300 円	600 円	900 円	
	看護職員・看護補助 同時訪問/1 日 3 回以上		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
緊急訪問看護加算※2	月 14 日目まで		265 円	530 円	795 円	
	月 15 日目以降		200 円	400 円	600 円	
長時間訪問看護加算（90 分を超える場合）※3			520 円	1,040 円	1,560 円	
24 時間対応体制加算 ※4	24 時間対応体制における看護業務の負担 軽減の取り組みを行っている場合		680 円	1,360 円	2,040 円	
	上記以外の場合		652 円	1,304 円	1,956 円	
6 歳未満の乳幼児※5	別に厚生労働大臣が定める者に該当する 場合		180 円	360 円	540 円	
	上記以外の場合		130 円	260 円	390 円	
特別管理加算（月 1 回）※6			250 円	500 円	750 円	
特別管理加算（重症度の高い場合）※7			500 円	1,000 円	1,500 円	
退院時共同指導加算※8			800 円	1,600 円	2,400 円	
特別管理指導加算			200 円	400 円	600 円	
退院支援指導加算	—		600 円	1,200 円	1,800 円	
	厚労省が定める長時間訪問を要する者※9		840 円	1,680 円	2,520 円	
在宅患者連携指導加算（月 1 回）※10			300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月 2 回）※11			200 円	400 円	600 円	
看護・介護職員連携強化加算（月 1 回）※12			250 円	500 円	750 円	
訪問看護ターミナルケア療養費 1			2,500 円	5,000 円	7,500 円	
訪問看護ターミナルケア療養費 2			1,000 円	2,000 円	3,000 円	
訪問看護情報提供療養費 3※13			150 円	300 円	450 円	
夜間・早朝訪問看護加算（18：00～22：00 6：00～8：00）			210 円	420 円	630 円	
深夜訪問看護加算（22：00～6：00）			420 円	840 円	1,260 円	
訪問看護医療 DX 情報活用加算※14			5 円	10 円	15 円	

- ※1 利用者やその家族の同意を得て看護師等が複数名で訪問します。対象は、末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病・特別訪問看護指示書中・特別な管理を必要とする利用者。また、暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる利用となります。
- ※2 利用者やその家族の求めに応じて、在宅支援診療所の指示により緊急訪問看護を行った場合に算定されます。
 - ・利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じ、主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した際は、日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録します。
 - ・加算を算定する理由を訪問看護療養費明細書に記載します。
- ※3 対象者は次の通り
 - ・15歳未満の超重症児・準重症児又は特別な条件に当てはまる利用者（週3回限り）
 - ・特別訪問看護指示書の期間にある対象者（週1回限り）
 - ・特別管理加算の対象者（週1回限り）
- ※4 以下の1または2を含む2つ以上の取り組みを行っています。
 1. 夜間対応を行った翌日の勤務間隔を確保している
 2. 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続（2回）までである
 3. 夜間対応後に暦上の休日を確保している
 4. 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制を工夫している
 5. ICTやAI、IoT等の活用による業務負担軽減を行っている
 6. オンコール当番を担当する者への支援体制を確保している
- ※5 「厚生労働大臣が定める者」とは
 - ・超重症児又は準超重症児
 - ・特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する疾病等の小児
 - ・特掲診療料の施設基準等別表第八に該当する小児
- ※6 利用者の状態に応じ、下記の状態の計画的な管理を行った場合
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある利用者、在宅患者訪問点滴中止管理指導料を算定している利用者、真皮を超える褥瘡
- ※7 利用者の状態に応じ、下記の状態の計画的な管理を行った場合
在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- ※8 入院先（介護老人保健施設に入所・介護医療院も含む）の医師や看護師と共同で、退院後の在宅療養についての指導を行い、その内容を文書で提出した場合に算定されます。
- ※9 ・15歳未満の超重症児・準重症児
・特掲診療料の施設基準等別表八に掲げるもの
・特別訪問看護指示書または精神特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に限る。
- ※10 利用者の同意を得て、訪問診療・歯科訪問診療・訪問薬剤管理を行う保険医療機関または保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行い、共有された情報をもとに療養上必要な指導を行った場合に算定されます。
- ※11 利用者状態の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する保険医療機関等がカンファレンスに参加して共同で利用者や家族に対し指導を行った場合
- ※12 喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合
- ※13 利用者の同意を得て、保健福祉センターに訪問看護に対する情報提供を行った場合
利用者が医療機関等に入院又は入所するにあたり、情報提供した場合
利用者が15歳未満の小児（保育所、幼稚園）各年度に1回限り（入学、入園、転学、転園等の月は別に1回）
- ※14 オンライン請求を行っている。オンライン資格確認を行っている。電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制。
原則としてウェブサイトに掲示している。

利用料は医療費控除の対象となります。各種医療扶助の対象者や障害の医療証をお持ちの方は、上記の自己負担が免除になりますので看護師にご提示下さい。

(3) -1. 要介護利用料金（介護保険）

サービス所要時間		自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
20 分未満	基本料金	314 円	628 円	942 円
	夜間・早朝料金	393 円	786 円	1,179 円
	深夜料金	471 円	942 円	1,413 円
20 分以上 30 分未満	基本料金	471 円	942 円	1,413 円
	夜間・早朝料金	589 円	1,178 円	1,767 円
	深夜料金	707 円	1,414 円	2,121 円
30 分以上 1 時間未満	基本料金	823 円	1,646 円	2,469 円
	夜間・早朝料金	1,029 円	2,058 円	3,087 円
	深夜料金	1,235 円	2,470 円	3,705 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	基本料金	1,128 円	2,256 円	3,384 円
	夜間・早朝料金	1,410 円	2,820 円	4,230 円
	深夜料金	1,692 円	3,384 円	5,076 円
1 時間 30 分以上	基本料金	1,428 円	2,856 円	4,284 円
	夜間・早朝料金	1,785 円	3,570 円	5,355 円
	深夜料金	2,142 円	4,284 円	6,426 円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

(3) -2. 要介護リハビリ利用料金（介護保険）

サービス所要時間	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
20 分未満	294 円	588 円	882 円
40 分未満	588 円	1,176 円	1,764 円
60 分未満	795 円	1,590 円	2,385 円

(4) -1. 要支援利用料金（介護保険）

サービス所要時間		自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
20 分未満	基本料金	303 円	606 円	909 円
	夜間・早朝料金	379 円	759 円	1,137 円
	深夜料金	455 円	910 円	1,365 円
20 分以上 30 分未満	基本料金	451 円	902 円	1,353 円
	夜間・早朝料金	564 円	1,128 円	1,692 円
	深夜料金	677 円	1,354 円	2,031 円
30 分以上 1 時間未満	基本料金	794 円	1,588 円	2,382 円
	夜間・早朝料金	993 円	1,986 円	2,979 円
	深夜料金	1,191 円	2,382 円	3,573 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	基本料金	1,090 円	2,180 円	3,270 円
	夜間・早朝料金	1,363 円	2,726 円	4,089 円
	深夜料金	1,635 円	3,270 円	4,905 円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

(4) -2. 要支援リハビリ利用料金（介護保険）

サービス所要時間	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
20 分未満	284 円	568 円	852 円
40 分未満	568 円	1,136 円	1,704 円

(5) 加算料金（介護保険－要介護・要支援共通）

加算項目		自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割	同意
初回加算（Ⅰ）※ ¹		350円	700円	1,050円	
初回加算（Ⅱ）※ ²		300円	600円	900円	
専門管理加算※ ³ 1月につき		250円	500円	750円	
特別管理加算（Ⅰ）※ ⁴ 1月につき		500円	1,000円	1,500円	
特別管理加算（Ⅱ）※ ⁵ 1月につき		250円	500円	750円	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）※ ⁶ 1月につき		600円	1,200円	1,800円	
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）※ ⁷ 1月につき		574円	1,148円	1,722円	
ターミナルケア加算※ ⁸ （死亡月）		2,500円	5,000円	7,500円	
複数名訪問加算	所要時間30分未満の場合	254円	508円	762円	
	所要時間30分以上の場合	402円	804円	1,206円	
長時間訪問看護加算※ ⁹		300円	600円	900円	
退院時共同指導加算※ ¹⁰		600円	1,200円	1,800円	
看護・介護職員連携強化加算		250円	500円	750円	

- ※¹ 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合
- ※² 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合
- ※³ 特定認定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
- ※⁴ 次のいずれかに該当する利用者
- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理
 - ・在宅気管切開患者指導管理
 - ・気管カニューレの使用
 - ・留置カテーテルの使用
- ※⁵ 次のいずれかに該当する利用者
- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
 - ・在宅血液透析指導管理
 - ・在宅酸素療法指導管理
 - ・在宅中心静脈栄養法指導管理
 - ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
 - ・在宅自己導尿指導管理
 - ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - ・在宅自己疼痛管理指導管理
 - ・在宅肺高血圧症患者指導管理
 - ・人工肛門、人工膀胱の設置
 - ・真皮を越える褥瘡
 - ・週3日以上点滴注射
- ※⁶ 1.利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある
- 2.緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている
- ※⁷（Ⅰ）の1に該当するもの
- ※⁸ 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
- ※⁹ 長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。
- ※¹⁰ 病院等から退院・退所する利用者やその看護にあたる者に対して、病院等の主治医、その他従業者と共同して在宅での療養上の指導を行うこと・退院時共同指導の内容を文書によって提供すること・退院、退所後に訪問看護を行うこと・退院時共同指導の内容を訪問看護記録書に記録すること

(6) -1. 要介護リハビリ減算（介護保険）

訪問回数	加算算定※の場合	加算算定※のない場合	同意
看護職員≧リハ職員	—	－8円	
看護職員<リハ職員	－8円	－8円	

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算のいずれか

訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、

※ 看護職員による訪問回数を超過している場合

(6) -2. 要支援リハビリ減算（介護保険）

訪問回数	加算算定※の場合	加算算定※のない場合	同意
看護職員≧リハ職員	12月を超えて行う場合 －5円	－8円	
看護職員<リハ職員	－8円	－8円	

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算のいずれか

訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、
看護職員による訪問回数を超過している場合

※ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合はさらに－15円減算

(7) その他費用

エンゼルケア費用	10,000円
----------	---------

ご利用者がお亡くなりになった後、保清やエンゼルメイクなどご遺体をきれいに整え、お見送りいたします。

(8) キャンセル料金

ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(9) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日までに請求しますので、末日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
 - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合 ※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ご利用者様が亡くなられた場合
- ④ 契約解除
 - ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
 - ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ⑤ その他
 - ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
 - ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
 - ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談係		022-222-7700	
仙台保険事務所高齢者支援班	022-247-1111	太白区介護保険課介護保険係	022-365-3152
岩沼市介護福祉課	0223-24-3016	名取市介護長寿課	022-384-2111
角田市健康長寿課	0224-62-1192	白石市保健福祉部長寿課	0224-22-1361
亘理町長寿介護課	0223-34-1331	柴田町福祉課	0224-55-5010
村田町健康福祉課	0224-83-6402	大河原町福祉課	0224-53-2115
山元町保健福祉課	0223-37-1171	丸森町保健福祉課	0224-51-9904
蔵王町保健福祉課	0224-33-2003	川崎町保健福祉課	0224-84-6008

苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

7 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

8 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財産損壊等が生じ、被害者側との間に損害問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	東京海上日動火災株式会社	保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	業務遂行に伴う賠償責任保険		

9 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名			
	主治医氏名		連絡先	
緊急連絡先1	氏名	(続柄)	連絡先	
緊急連絡先2	氏名	(続柄)	連絡先	

10 個人情報の利用目的

お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への居宅介護支援の提供に必要な利用目的】

- ① 当事業所が利用者等に提供する看護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 看護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
・会計・経理 ・事故等の報告 ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

1. 当事業所が利用者等に提供する看護サービスのうち
 - ① 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ② 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ③ 家族等への心身の状況説明
2. 介護保険事務のうち
 - ① 保険事務の委託
 - ② 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ④ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

当事業所の管理運営業務のうち

- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 当事業所において行われる学生の実習への協力
- ③ 外部監査機関への情報提供
- ④ 地域ケア会議等への情報提供

12 広報活動に係る利用目的（個人情報及び肖像権利用範囲）

利用者及びその家族の個人情報利用については、以下の場合に使用させていただきます。

ご利用者の氏名、映像・写真を使用させていただく場合がございます。 以下の各項目について、いずれかに○をご記入ください。		同意	
		する	しない
<input type="checkbox"/>	① 家族及び後見人への報告		
<input type="checkbox"/>	② 事業所サービスの維持・改善にかかる資料		
<input type="checkbox"/>	③ 当事業所の職員研修などにおける資料		
<input type="checkbox"/>	④ 当事業所の掲示物		
<input type="checkbox"/>	⑤ 当事業所へ配布するパンフレット、広報誌の掲載		
<input type="checkbox"/>	⑥ 当事業所のホームページ、ブログ等のインターネットを利用した サイト掲載		

13 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号の掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。

- (3) 介護支援専門員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。担当者は管理者とします。
- 2 事業者は虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告するものとします。

14 身体的拘束等の適正化に関する事項

事業者は、身体的拘束等の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

15 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施します。
- (2) 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第三者評価の実施状況

当事業所は、適正な運営や業務改善等がなされているか第三者による審査を受けております。実施状況は、次の通りとなります。

宮城県による第三者評価の実施
「情報の公表」 宮城県指定調査機関：NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ 〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台
調査日：
公表日：2024年02月15日

【 会社の概要 】

社 名 株式会社ナースケア東北
資本金 100 万円
設 立 2022 年
所在地 宮城県仙台市太白区富沢西 5 丁目 12-28 PASSIONE IV
代表者 代表取締役 佐藤 英明

【 事業内容 】

訪問看護事業 (指定番号 0471100933)

【事業者】

住 所： 宮城県仙台市太白区富沢西 5 丁目 12-28 PASSIONE IV
社 名： 株式会社ナースケア東北
代 表 者： 代表取締役 佐藤 英明 印

【事業所】

事業所名： 訪問看護ステーションナースケア岩沼
住 所： 宮城県岩沼市中央 2 丁目 5-12
サテライト： 訪問看護ステーションナースケア仙台
住 所： 宮城県名取市ゆりが丘 5 丁目 1-3

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】 住 所_____

氏 名_____ 印

【代理人】 住 所_____

氏 名_____ 印 (続柄)

署名代行理由：